

政策調整会議の結果について

(日時) 令和6年6月17日(月)

(場所) 印西市役所 本庁舎3階 市長応接室

(出席者) 市長、副市長、教育長

総務部長、企画財政部長、市民部長、環境経済部長、福祉部長、健康子ども部長、都市建設部長、教育部長、上下水道部長、総務課長、企画政策課長、財政課長

【令和6-5】第5次印西市地域福祉計画策定の基本方針について

【社会福祉課】

1. 理由

社会福祉法第107条において、市町村は、市町村地域福祉計画の策定に努めるよう定められており、現行の「第4次印西市地域福祉計画」が令和7年度に計画最終年度を迎えることから、令和8年度を初年度とする「第5次印西市地域福祉計画」を策定するため、基本的な方針について付議するものである。

2. 概要

「第5次印西市地域福祉計画」を策定するための基本方針を定める。

- ・計画策定の趣旨、計画期間、計画の位置づけ、策定体制、策定スケジュール

【令和6-5】について、承認

【令和6-6】第3次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画・歯と口腔の健口プラン～の骨子案について

【健康増進課】

令和6年度が、「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」の最終年度になることから、第2次計画の進捗状況及び目標数値を検証し、近年の新たな業務や生活様式に対応するとともに、国や県の指針等を踏まえ、サブタイトルに歯と口腔の健口プランを新たに加えた「第3次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画・歯と口腔の健口プラン～」を策定するための骨子案について付議するもの。

【令和6-6】について、承認

政 策 調 整 会 議 付 議 書

整理番号	令和6-5	付議年月日	令和6年6月17日
所管部課名	福祉部社会福祉課		
件 名	第5次印西市地域福祉計画策定の基本方針について		
理由及び概要	1. 理由 社会福祉法第107条において、市町村は、市町村地域福祉計画の策定に努めるよう定められており、現行の「第4次印西市地域福祉計画」が令和7年度に計画最終年度を迎えることから、令和8年度を初年度とする「第5次印西市地域福祉計画」を策定するため、基本的な方針について付議するものである。 2. 概要 「第5次印西市地域福祉計画」を策定するための基本方針を定める。 ・計画策定の趣旨、計画期間、計画の位置づけ、策定体制、策定スケジュール（詳細別紙）		
問題点及び調整事項	市総合計画との調整・整合を図る必要がある。 また、地域福祉計画は、福祉分野の計画における上位計画に位置付けられているため、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉等の計画と整合・連携を図るとともに、印西市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と相互補完を図る必要がある。		
関係法規及び関係所管	社会福祉法（昭和26年法律第45号） 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）		
対応方針			
※決定区分	1・承認 2・継続審議 3・却下		

注 ※の欄は記入しない。

政 策 調 整 会 議 付 議 書

整理番号	令和6-6	付議年月日	令和6年6月17日
所管部課名	健康子ども部健康増進課		
件 名	第3次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画・歯と口腔の健口プラン～の骨子案について		
理由及び概要	令和6年度が、「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」の最終年度になることから、第2次計画の進捗状況及び目標数値を検証し、近年の新たな業務や生活様式に対応するとともに、国や県の指針等を踏まえ、サブタイトルに歯と口腔の健口プランを新たに加えた「第3次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画・歯と口腔の健口プラン～」を策定するための骨子案について付議するもの。		
問題点及び調整事項	・総合計画との整合を図り、関連計画等における施策との連携を図る。 ・本計画の策定にあたっては健康づくり推進協議会に諮るほか、計画推進会議を設置し、併せて関係各課等との連絡調整を行う。		
関係法規及び関係所管	・健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項 ・食育基本法（平成17年法律第63号）第18条 ・歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第3条第2項		
対応方針			
※決定区分	1・承認 2・継続審議 3・却下		

注 ※の欄は記入しない。